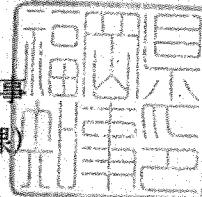




2環保第2342号
令和3年1月20日

福岡県環境審議会会长 殿

福岡県知事
(環境部環境保全課)



福岡県地球温暖化対策実行計画について（諮問）

本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画として、平成29年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。

また、令和元年8月には、同計画を気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画に位置づけました。

本計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしており、令和4年3月で策定後5年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定するものです。

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系などの自然環境に変動をもたらし、その変動は、社会や経済にも大きな影響を及ぼしています。本県でも平成29年から4年連続で豪雨災害に見舞われるなど、その影響はますます深刻化しています。

国際的には、平成27年12月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、昨年から本格的に運用が開始されました。

また昨年10月、菅総理の所信表明演説において「2050年温室効果ガス排出ゼロ宣言」がなされ、昨年末から、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を含め、国における地球温暖化対策の議論が進められており、脱炭素社会の実現に向け、様々な対策が示されるものと思われます。

以上のような状況を踏まえ、現行の福岡県地球温暖化対策実行計画を改定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。